

雇用調整助成金の特例措置

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

【特例措置の内容】※下線が4月1日から12月31日までの休業等に適用

（※その他は休業等の初日が1月24日から12月31日までの場合に適用）

○助成内容・対象の大幅な拡充

- ① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業4/5、大企業2/3）
- ② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業10/10、大企業3/4）
※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり15,000円に引き上げ
- ③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ
（中小企業2,400円、大企業1,800円）
- ④ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ⑤ 1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
- ⑥ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に

○受給要件の更なる緩和

- ⑦ 生産指標の要件を緩和（対象期間の初日が4月1日から12月31日までの間は、5%減少）
- ⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
- ⑨ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
- ⑩ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和
- ⑪ 休業規模の要件を緩和
- ⑫ 支給対象期間の初日が1月24日から6月30日までの休業に係る休業申請について、申請期限を9月30日まで特例的に緩和
- ⑬ 出向要件を緩和（「3か月以上1年以内」を「1か月以上1年以内」に）

○活用しやすさ

- ⑭ 短時間一斉休業の要件を緩和
- ⑮ 残業相殺制度を当面停止
- ⑯ 生産指標の要件を緩和し、比較対象となる月の幅を拡大（前年同月または昨年12月との比較⇒前々年の同月または前月から前年同月のうちの適切な1か月との比較）
- ⑰ 申請書類の大幅な簡素化
- ⑱ 休業等計画届の提出が不要（5月19日より）
- ⑲ オンライン申請の開始（8月25日～）

【お問合せ先】

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ

またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。

0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））

厚生労働省HP
雇調金ページ



雇用調整助成金の特例措置

更なる拡大について（6月12日～）

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

【助成額の上限額の引き上げ及び助成率の拡充について】

1. 助成額の上限を対象労働人1日当たり15,000円に引き上げ

これまで、雇用調整助成金の助成額の上限額は、対象労働者1人1日あたり8,330円（8月1日以降8,370円）となっていましたが、4月1日以降の期間の休業及び教育訓練について、**企業規模を問わず上限額を15,000円に引き上げていますが、その期間を12月31日まで延長することとしています。**

2. 解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げ

解雇等をせずに雇用を維持している中小企業の休業及び教育訓練に対する助成率は、原則9/10（一定の要件を満たす場合は10/10など）となっていましたが、今般、この**助成率を一律10/10に引き上げています。**

3. 遡及適用について

- ✓ 1・2については、既に申請済みの事業主の方についても、以下のとおり、**4月1日に遡って適用**となります。
なお、労働局・ハローワークで追加支給分（差額）を計算しますので、**再度の申請手続きは必要ありません。**

① 既に雇用調整助成金の支給決定がなされた事業主
⇒ 後日、追加支給分（差額）を支給いたします。

② 既に支給申請をしているが、雇用調整助成金の支給決定がなされていない事業主
⇒ 追加支給分（差額）を含めて支給いたします。

- ✓ ①又は②の事業主の方が、過去の休業手当を見直し（増額し）、従業員に対して追加で休業手当の増額分を支給した場合には、当該増額分についての追加支給のための手続きが必要となります。

【緊急対応期間の延長について】

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止のため、雇用調整助成金については、4月1日から9月30日までを緊急対応期間とし、各種の特例措置を講じてきました。

今般、**緊急対応期間の終期を3か月延長**することとし（**12月31日まで延長**）、上記助成率の拡充に加え、これまでの特例措置も延長して適用することとしました。

【出向の特例措置等について】

雇用調整助成金の支給対象となる出向については、出向期間が「3か月以上1年以内」とされていますが、**緊急対応期間内においては、これを「1か月以上1年以内」に緩和**しました。

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

雇用調整助成金の特例措置

更なる手続きの簡素化（5月19日～）

オンライン申請受付の運用開始（8月25日～）

雇用調整助成金の手続きを大幅に簡素化し、オンラインによる申請受付も開始します。また、記入の仕方が分かるマニュアルも作成しました。

マニュアル：<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000631526.pdf>

【更なる簡素化の内容1】実際の休業手当額による助成額の算定

雇用調整助成金の助成額は、これまで「平均賃金額」を用いて算定していましたが、**小規模の事業主（従業員が概ね20人以下）**については「**実際に支払った休業手当額**」から簡易に助成額を算定できるようになりました。

「助成額」＝「実際に支払った休業手当額」×「助成率」

【更なる簡素化の内容2】休業等計画届出の提出が不要に

休業等計画届について、申請手続きの更なる簡略化のため、**初回を含む休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続きとして**います。

※休業等計画届と一緒に提出していた書類は、支給申請時に提出していただきます。

【更なる簡素化の内容3】助成額の算定方法の簡素化

小規模の事業主以外の事業主についても、支給申請の際に用いる「平均賃金額」や「所定労働日数」の算定方法を大幅に簡素化しました。

①「平均賃金額」を「源泉所得税」の納付書で算定できます

平均賃金額の算定は、これまで「労働保険確定保険料申告書」を用いて算定していましたが、「源泉所得税」の納付書により算定できるようになります。

一人当たり「平均賃金額」＝納付書の「支給額」÷「人員の数」

②「所定労働日数」の算定方法を簡素化します

年間所定労働日数は、これまで過去1年分の実績を用いて算出していましたが、休業実施前の任意の1ヶ月分をもとに算定できるようになります。

「年間所定労働日数」＝「任意の1か月の所定労働日数」×12

【雇用調整助成金のオンライン申請開始】

8月25日よりオンラインでの申請受付を開始しました。

オンライン申請URL：<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

新型コロナウイルス感染症対応休業 支援金・給付金（7月10日～）

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

7月10日から、郵送での受付を先行して開始しました。また、オンラインでの申請も可能とする予定ですが、引き続きシステム開発を行っていますので、別途御連絡いたします。

【対象者】

4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払いなし）した中小企業の労働者

【支援金額の算定方法】

① 1日当たり支給額（11,000円が上限）× ②休業実績

※①②の算定方法は以下の通り

- ①：休業前の1日当たり平均賃金額 × 80%
- ②：各月の日数（30日又は31日）－ 就労した又は労働者の事業で休んだ日数

【手続方法】

1. 申請方法

郵送（オンライン申請も準備中）

（労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて（まとめて）申請することも可能）

2. 必要書類

①申請書

②支給要件確認書 ※

③本人確認書類

④口座確認書類

⑤休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの

※事業主の指示による休業であること等の事実を確認するもの。事業主及び労働者それぞれが記入の上、署名。

事業主の協力が得られない場合は、事業主記入欄が空欄でも受付。

（この場合、法律に基づき労働局から事業主に報告を求める。）

【実施体制】

都道府県労働局において集中処理

問い合わせを受け付けるコールセンターを設置

【お問合せ先】

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

0120-221-276 受付時間：月～金 8:30～20:00

土日祝 8:30～17:15

厚生労働省HP



大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

小学校等の臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援

(労働者に休暇を取得させた事業者向け)

一部拡充予定 (適用については後日詳細発表)

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

【対象事業主】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給額は8,330円を日額上限とする。 ※大企業、中小企業ともに同様

※4月1日以降に取得した休暇等においては、日額上限額を15,000円に引き上げます。

【適用日】

2月27日～9月30日の間に取得した休暇

※春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

(電話) 0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 (土日・祝日含む)

詳細は、 **新型コロナ 休暇支援** で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。



小学校等の臨時休業に対応する保護者支援

(委託を受けて個人で仕事をする方向け)

一部拡充予定 (適用については後日詳細発表)

新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策を講じるもの。

【対象者】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等(※)に通う子ども

※小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども

【一定の要件】

- 個人で就業する予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合

【支給額】

就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額)

※4月1日以降の日について1日当たり7,500円(定額)に引き上げます。

【適用日】

2月27日～9月30日

※春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

(電話) 0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00(土日・祝日含む)

詳細は、 **臨時休業 個人委託** で検索、

または、右のQRコードよりご確認ください。

